

令和6年台風第10号災害に係る支援制度一覧

	業務名	内容	担当課	連絡先
1	大分県災害被災者住宅再建支援事業	自然災害により住宅に被害があった場合に、被害程度により支援金を支給。 全壊・・・150万円～300万円 半壊・・・100万円～150万円 床上浸水・・・5万円	防災危機管理課	097-582-1140
2	災害時宅地被害復旧支援金	自然災害により住家の宅地が崩壊、または宅地に土砂が流入した場合の復旧費用を補助。 支援金の額は、工事費等の50%とし、上限は30万円とする。		
3	住家被害用ブルーシート配布	暴風雨により住家または宅地に直接被害を受けた方に1世帯1枚まで配布。	防災危機管理課 各地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1113 湯布院 0977-84-3111
4	市県民税の減免 (住宅・家財の被災)	り災証明書の損壊区分が半壊以上、もしくは床上浸水により家財への損害を受けた場合、一定の要件に基づいて令和6年度市県民税（納期未到来分）が減免	税務課 (課税係市民税担当)	097-582-1269
5	市県民税の減免 (農作物の被災)	農作物の減収による損失額（共済金等を控除する）の合計が平年の収入の3/10以上となった場合、一定の要件に基づいて農業所得に係る令和6年度市県民税（納期未到来分）が減免		
6	市県民税の減免 (所得減免)	失業又は疾病、倒産若しくは休廃業等により所得が皆無となったため生活が著しく困難となった場合又はこれに準ずると認められる場合、一定の要件に基づいて令和6年度市県民税（納期未到来分）が減免		
7	雑損控除の適用 (所得税確定申告 市県民税申告)	災害によって、資産について損害を受けた場合等には、令和6年分以降の個人所得税及び令和7年度以降の市県民税において、一定の金額の所得控除を受けることができる。 申告期間（令和7年2月中旬～3月中旬）の申告		
8	固定資産税の減免 (土地)	土地の被害（農地又は宅地が流出、水没、埋没又は崩壊した場合）面積が当該土地の地積の10分の2を超えた場合には、損害の程度に応じて減免	税務課 (課税係固定資産税担当)	097-582-1138
9	固定資産税の減免 (家屋)	災害を受けた家屋の損害の程度に応じて減免 (床下浸水のみ場合は対象外)		

令和6年台風第10号災害に係る支援制度一覧

	業務名	内容	担当課	連絡先
10	固定資産税の減免 (償却資産)	災害を受けた償却資産の程度に応じて減免	税務課 (課税係固定資産税担当)	097-582-1138
11	市税の徴収猶予	災害を受けたことにより市税の納付が困難な場合には、申請により徴収猶予(納期限の延長や分割納付)を受けられることがある。	税務課 (収納対策推進室)	097-582-1111
12	印鑑登録証の再交付・再登録 の交付手数料の減免	印鑑登録証の再交付及び再登録の手数料を減免するもの。(※り災証明書等の提示)	市民課	097-582-1137
13	住民票の写し交付手数料の減免	災害等に関連した各種手続きの添付資料として使用する住民票の写しの手数料を減免するもの。 (※1り災証明書等の提示 ※2コンビニ交付は対象外)		
14	農地・農業用施設等災害復旧 事業	降雨や洪水等により被災した農地及び農業用施設を国の補助金を活用し、復旧する制度 報告を受けた被災箇所について現地を確認後、後日市より連絡する。 一箇所の工事費用が40万円以上が対象	農林整備課 各地域整備課	庄内 097-529-7347 挾間 097-583-1111 湯布院 0977-84-3111
15	由布市単独災害復旧事業補助 金(弔慰金)	上記「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、緊急に土砂の取り除きの必要があると認められる農業用施設の復旧事業に対し、市が補助する制度 事業費の100分の90を補助		
16	由布市農地等災害復旧事業補 助金(小災害)	上記「農地・農業用施設等災害復旧事業」の適用を受けない箇所で、農地又は農業用施設の復旧事業に対し、市が補助する制度 事業費の100分の90を補助 補助金上限額36万円		
17	由布市土地改良事業原材料支 給	基準を満たした農道及び水路の改修工事を行う場合に、市が原材料費の一部を支給する制度 原材料費の2分の1を補助		

令和6年台風第10号災害に係る支援制度一覧

	業務名	内容	担当課	連絡先
18	被災者緊急避難・市営住宅目的外入居	災害により自宅に居住出来なくなった方	建設課	097-582-1273
19	水道料金等の軽減又は免除	由布市水道事業に加入する使用者は、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害によって家屋が被害を受けた場合 ・半壊以上については、料金の全額を免除 ・準半壊又は床上浸水については、料金の半額を免除 ・給水装置又は配水設備が流失したものについては、料金のうち基本料金を除いた超過料金分のみ全額免除	水道課	097-582-1328 内線2283、2284、2285
20	消毒液配布	暴風雨により床上浸水の被害を受けた方に消毒液（オスバン）を配布	健康増進課 各地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1113 湯布院 0977-84-3111
21	消毒用消石灰配布	暴風雨により床下浸水の被害を受けた方に消毒用消石灰を配布	環境課 各地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1113 湯布院 0977-84-3111
22	農業集落排水施設使用料の減免	一定の要件に基づき、農業集落排水施設使用料を減免	環境課	097-582-1310
23	浄化槽設置整備事業	災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽設置、故障した浄化槽の更新（機材交換などの修理は対象外）に対する補助		
24	介護保険料の減免	一定の要件に基づき、介護保険料（納期未到達分）を減免	高齢者支援課 （介護保険係）	097-529-7349
25	介護サービス費の減免	一定の要件に基づき、介護サービス費を減免		

令和6年台風第10号災害に係る支援制度一覧

	業務名	内容	担当課	連絡先
26	国民健康保険税の減免	一定の要件に基づいて国民健康保険税（納期未到来分）を減免	保険課	097-582-1121
27	国民健康保険の一部負担金免除	一定の要件に基づいて医療機関窓口負担金を免除		
28	後期高齢者医療保険料の減免	一定の要件に基づいて後期高齢者医療保険料（納期未到来分）を減免		
29	後期高齢者医療保険料の一部負担金免除	一定の要件に基づいて医療機関窓口負担金を免除		
30	国民年金保険料	一定の要件に基づいて国民年金保険料（納期未到来分）を免除		
31	日用品、毛布配布（日本赤十字社）	個人の住宅で床上浸水の被害を受けた世帯へ、日本赤十字社の災害救援物資（携帯ラジオ・懐中電灯・歯ブラシ等の日用品セット、毛布またはタオルケット）を配布。	挾間地域振興課 福祉課 湯布院地域振興課	挾間 097-583-1111 庄内 097-582-1265 湯布院 0977-84-3111
32	保育所負担金徴収の減免	一定の要件に基づき、保育料を減免	子育て支援課	097-582-1262
33	児童扶養手当	一定の要件に基づき、所得制限の特例措置を講じる。		
34	児童手当	一定の要件に基づき、申請を猶予		
35	特別児童扶養手当	一定の要件に基づき、申請を猶予		
36	教科書の無償補給	令和6年台風10号により教科書が使用できなくなった以下に該当する公立小・中学校等の児童生徒に対し、教科書を無償補給。 （1）災害救助法第2条第1項適用地域で被災した児童生徒が由布市に転入学する場合 （2）災害救助法第2条第1項適用地域外で被災した児童生徒で、要保護・準要保護である場合	学校教育課	097-582-1179